

リサイクル施設運転管理及び
資源ごみ等収集運搬業務委託
公募プロポーザル募集要項

令和 8 年 8 月
葛 城 市

第1章 募集要項等の定義及び目的

1 募集要項等の定義

葛城市（以下「本市」という。）は、リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬業務委託（以下「本業務」という。）について、受託者を公募により特定し、実施する。

このリサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬業務委託募集要項（以下「本募集要項」という。）は、本市が本業務を実施する受託者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、これに応募しようとする者に配布するものである。応募者は、本募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な資格審査書類及び提案書を提出する。

また、本募集要項に併せて配布する[別紙1]資源ごみ等収集運搬業務委託仕様書、[別紙2]資源ごみ等選別・処理・処分業務委託仕様書、[別紙3]リサイクル施設運転管理業務仕様書、[別紙4]リサイクル施設運転管理業務参考図（以下「仕様書」という。）、リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬業務様式集（以下「様式集」という。）は本募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

2 業務目的

本市では、資源ごみ等の収集運搬、選別・処理・処分及び施設運転・維持管理を一つの業務とすることで、効率的に一般廃棄物の適正処理を行ってきた。本業務は、生活インフラの一部であり、具体的には収集業務の品質として未収集の少なさ、住民サービスとして市の意向への高い協力性も確保されなければならない。また施設運転管理の品質として設備機器の長寿命化につながる丁寧な清掃やメンテナンスの経験や知識が求められる。そのために高い責任感と廃棄物処理の知見を持つ者を選定し業務品質の確保と向上することに重点を置いている。また、更なるごみの減量化、再資源化率向上及び施設修繕等の維持管理費の低減を行うには、もう一段階高いの効率化が必要であると考え、現在の業務の枠組みは維持しつつ、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行うことで、民間の優れた知見やノウハウを取り入れながら、更なる業務品質向上と効率化を図ることを目的とする。

第2章 対象業務の概要

1 業務名

リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬業務委託

2 施設等の管理者

葛城市長

3 業務実施場所

葛城市當麻120番地

4 施設概要

本業務の対象とする施設（以下「本施設」という。）の概要は以下のとおり。

施設名称：葛城市クリーンセンターリサイクル施設

所在地：奈良県葛城市當麻120番地

敷地面積等：敷地面積 15305.79㎡、建築面積 1609.47㎡、延床面積 5588.22㎡

施設構成：①計量棟、②焼却施設、③リサイクル施設、④管理・啓発施設
(②③は合棟)

建設期間：着工 平成25年2月 ～ 竣工 平成29年3月、供用開始 平成29年4月

施工業者：株式会社 川崎技研

処理能力：施設規模：8.3 t /5 h

設備内容：受入供給設備

選別設備

破碎設備

圧縮梱包設備

貯留搬出設備

除じん設備（バグフィルタ）

給水設備

排水設備

電気計装設備

5 業務内容

資源ごみ等を収集運搬し、本件施設へ搬入して選別・処理・処分を行い、本件施設の運転・維持管理等を行う。詳細は[別紙1～4]仕様書に記載。

(1) 業務期間及び契約の考え方

① 業務準備期間（引継期間）

・令和8年10月下旬～令和9年1月31日まで

② 業務期間

- ・令和9年2月1日から令和12年1月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

③ 乖離請求期間

受託者が、募集要項等の書類に記載する本件施設の内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これらの乖離については本市及び受託者の双方協議のうえで解決することとする。乖離を請求することができる期間は、次のとおりとする。

- ・令和9年2月1日から令和10年1月31日まで

④ 業務期間終了時の取扱

ア 事業期間終了後、受託者は、本市及び本市が指定する第三者への引継ぎが可能となるよう、受託者は、以下の業務を行うこととする。

(ア) 運営維持管理業務に引継ぎに必要な書類の整備、提出及び業務

- A 事業実施計画書（事業期間終了後の計画の立案等を含む）
- B 運営維持管理業務に係る履歴
- C 事故故障履歴
- D 施設点検整備履歴
- E 受託者が自ら更新・整備を行った設備の図面
- F 受託者が自ら更新・整備を行った設備機器の取扱説明書
- G 予備品、消耗品、用役等の調達方法

(イ) 本市及び本市が指定する第三者への引継業務

- A 資料の開示
- B 施設及び運転状況の視察に対する協力

イ 本市が、事業期間終了後の本事業を公募に供することが適切でないと判断した場合、受託者は本事業の継続に関して本市の協議に応じるものとする。

(3) 本業務の範囲

本業務で、受託者が行う業務の範囲は次のとおりとする。詳細については仕様書に示す。

ア 業務の範囲

(ア) 業務内容

A 収集運搬業務

空カン、空ビン、不燃ごみ・・・(市内4コース)

粗大(大型)ごみ・・・(各個別に収集)

B 選別・処理・処分業務

空カン、空ビン・・・(選別、圧縮)

不燃ごみ、粗大(大型)ごみ・・・(前処理、破碎、選別)

ペットボトル・・・(選別、圧縮梱包)

容器包装プラスチック・・・(選別、圧縮梱包)

C 運転管理業務

設備に係る運転管理業務、保守点検業務、環境管理業務、
情報管理業務及び関連業務

本業務の対象となる設備は、次のとおりとする。

①受入供給設備(計量棟、プラットホーム受入は含まないが、
プラットホーム内ストックヤードでの前処理含む。)

②選別設備

③破碎設備

④圧縮梱包設備

⑤貯留搬出設備

⑥除じん設備(バグフィルタ)

⑦給水設備

⑧排水処理設備

⑨電気計装設備

⑩リサイクル施設に係る建築設備

⑪その他、リサイクル施設に付随する諸設備

焼却施設受注者と協力して行う対象業務

①焼却施設と共有する設備(中央制御室、電気室、各種水槽等)

②本市職員等と共用で使用する設備(通路、トイレ、会議室等)

(4) 本業務の提案限度額

本業務にかかる見積額の上限額は、7,250,000円/月(消費税及び地方消費税を除く)とし、上限額を超えた提案は無効とする。

※見積額は1ヵ月あたりの委託料とし、提案限度額は契約予定金額を示すものではない。

(参考)

本業務契約期間中における委託料の総額及び年額の上限額

総額 261,000,000円(消費税及び地方消費税額を除く)

令和8年度 14,500,000円(消費税及び地方消費税額を除く)

令和9年度 87,000,000円(消費税及び地方消費税額を除く)

令和10年度 87,000,000円(消費税及び地方消費税額を除く)

令和11年度 72,500,000円(消費税及び地方消費税額を除く)

(5) 支払い方法

本市は、受託者が実施する施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬業務の対価を、委託料として業務のあった翌月以降、1ヵ月ごとに請求のあった日から30日以内に受託者に支払う。

(6) 受託予定者の選定

本業務の受託予定者の選定は、事業の目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば受託予定者とする。審査基準については、「[別紙5]リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬業務委託に係る審査実施要領」（以下「[別紙5]審査実施要領」という。）のとおり。

第3章 受託者募集等のスケジュール

受託者の募集及び特定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、受託者募集等のスケジュールは、次のとおりとする。

時期	内容
令和8年8月10日	プロポーザル実施の公告
令和8年8月10日	参加申込書等及び質問書Ⅰ提出の受付開始
令和8年8月20日・24日	質問書Ⅰの受付締切・回答期限
令和8年8月27日	参加申込書等の受付締切
令和8年8月28日～8月31日	一次審査（書類審査）及び結果通知
令和8年9月1日	提案書類及び質問書Ⅱ提出の受付開始
令和8年9月18日・25日	質問書Ⅱの受付締切・回答期限
令和8年9月30日	提案書類の受付締切
令和8年10月6日～10月中旬	二次審査（プレゼンテーション）
令和8年10月下旬	優先交渉権者決定・結果通知・公表
令和8年10月下旬	業務契約の交渉・締結
令和8年10月下旬～令和9年1月31日	委託業務準備期間
令和9年2月1日～令和12年1月31日	委託業務期間

第4章 応募に関する事項

1 応募者の備えるべき参加資格要件

募集に参加するものは、以下の要件の全てを満たすこと。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ア 応募者は、一企業又は複数の企業で構成すること。
- イ 応募者が複数企業から構成される場合は、代表企業を定めること。
また、資格審査書類（参加申込書及び参加資格確認申請書等）の提出時に、応募者の構成員について明らかにすること。
- ウ 応募者の構成員の変更は、原則認めない。
- エ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、参加資格認定基準日（令和8年8月1日とする）において、次に掲げる要件をすべて備えていること。ただし、参加資格確認から契約締結までの期間に、応募者又は応募者を構成する企業が以下に示す参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。また、応募者が複数の企業から構成される場合には、代表企業及びすべての構成員が、次のアからサの要件を備え、代表企業又は構成員のいずれかが、シからスの要件を備えること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 本市において、令和8・9年度建設工事等入札参加に係る「物品・役務の提供（Q－1：建物管理）の業務名（⑭廃棄物処理）」で登録されていること。
- ウ 奈良県内に本店、支店または営業所を有していること。
- エ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第75号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けたものを除く。
- キ 最近1年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者でないこと。
- ク 本業務に係る委員会の委員と資本・人事面、業務において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該関与者の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその発行済株式総数の100分の20を超える株式を有する者をいい、「人事面において関連がある者」とは、代表権を有する役員が、当該関与者の

代表権を有する役員を兼ねている場合の会社をいい、「業務において関連がある者」とは、当該関与者と令和５年度において業務契約を締結している者をいう。

- ケ 公告日から優先交渉権者決定の日まで、葛城市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領又は葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領（令和４年１１月１４日葛城市告示第１４８号）による入札参加停止を受けていないこと。
- コ 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者でないこと。
- サ 本市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第２条（１０）に掲げる排除措置対象法人等に該当しないこと。
- シ 本件施設の管理ができる破砕・リサイクル施設技術管理士および、その他必要な資格を有する者を本業務の開始までに施設運転管理に従事する者として配置できること。
- ス 本業務に使用する収集運搬車両を業務開始までに用意できること。
（積載量２ｔクラスで、大型ごみ等が落下しない深ボディダンプ車 ３台）

２ 応募に関する留意事項

（１）募集要項等の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

（２）費用負担

応募に関し必要な費用は、全て応募者の負担とする。

（３）使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（４）著作権

応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本市は、本業務の範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとする。

(5) 応募書類の取扱い

提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
ただし、本市から指示があった場合を除く。

提出された企画提案書等は返却しない。また、提出された企画提案書等は
本業務のプロポーザルにおける審査のみに使用するものとし、提案事業者に
無断での利用はしない。なお、本業務のプロポーザルの手続き及びこれに
係る事務処理に必要な範囲において複製、保存等を行う場合がある。

(6) 本市が提示する参考資料の取扱い

本市が提示する参考資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなら
ない。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、
第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示してはならない。

(7) 応募失格に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、失格とする。

- ア 本応募において提出される書類の提出方法、提出先、提出期限に適合
しないとき
- イ 本応募の提出書類に虚偽の記載、あきらかな盗用提案があるとき
- ウ 応募者が提案する価格が本業務の提案限度額を上回ったとき
- エ 本応募の提出書類の内容について説明を受ける場に応募者が出席しな
いとき
- オ 関係者に対する不当な活動を行ったと認められるとき
- カ 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされ
ないとき
- キ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- ク 提案書への社名の記載があったとき
- ケ 他の提案事業者と提案内容等について相談を行ったとき
- コ 二次審査終了までの間に、他の提案事業者に対して提案内容を意図的
に開示したとき
- サ 契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなったとき

(8) 応募の延期等

本市が必要と認めたときは、応募を延期し、中止し、又は、取り消すこと
がある。この場合に応募者に発生した費用は、応募者の負担とする。

(9) その他

資格審査以降において、応募者に募集要項等に定めるもののほか、応募に
当たっての必要な連絡事項が生じた場合には、応募者に通知する。

- (10) 提出書類は、葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (11) 業務遂行中に受託者が本市並びに第三者損害を与えた場合は、直ちにその状況及び内容を連絡し、本市の指示に従うものとする。また、損害賠償の責任は受託者が負うものとする。
- (12) 業務中事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに本市に報告することとする。
- (13) 緊急やむを得ない理由等により、本業務のプロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本業務のプロポーザルに要した費用を本市に請求することはできないものとする。
- (14) 本業務のプロポーザルへの参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本業務への関わりがなくなった時点で、本市から配布された資料は返却し、その他知り得た情報については、適切に破棄すること。
- (15) 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (16) 仕様書等に記載のない事項であっても、貴社の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し提案書に記載すること。
- (17) 審査経過に関する質問等は一切回答しない。
- (18) 資格保有者届に記載した資格保有者の変更は原則として認めない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ないと認められる事由がある場合には、本市と協議の上決定するものとする。

3 応募に関する手続

(1) 募集要項等の配布

応募に関係する書類は本市ホームページに掲載しているので、必要に応じてダウンロードし使用すること。

- ・配布資料
募集要項、仕様書、様式集

(2) 参加の受付

参加を希望する者は、募集要項等で定める書式にて参加の意思を表明するとともに、参加資格について確認を行うため、必要書類の提出を行うこと。

① 受付期間

令和8年8月10日（月）～令和8年8月27日（木）
午前9時～午後5時（市役所の閉庁日を除く）

② 提出書類

提出書類については、次のとおりとし、書類は正本1部を提出すること。
また電子データをCDで1部提出すること。

- ア 参加申込書（第1号様式）
- イ 構成員表（第2号様式）
- ウ 参加資格確認申請書（第3号様式）及び添付書類
 - i) 会社概要・業務経歴書
 - ii) 登記簿謄本
 - iii) 代表企業及び全構成企業の納税証明書（直前営業年度の法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書並びに奈良県の県税及び本市の法人市民税納税義務者にあたっては当該納税証明書）の写し
 - iv) 印鑑証明書及び印鑑届け（様式自由：構成員全員について、実印を押印の上、本業務の応募手続き等に使用する印鑑及びその使用者を届けること）
 - v) 受注実績調書（第4号様式）及び当該実績を有していることを証明する書類（契約書の写し、業務内容がわかる書類等）
 - vi) 葛城市一般廃棄物収集運搬許可証（ごみ）がある場合はその写し
- エ 委任状（第8号様式・必要な場合のみ）
- オ 印鑑証明書及び印鑑届け（様式自由：構成員全員について、実印を押印の上、本業務の応募手続き等に使用する印鑑及びその使用者を届けること）
- カ 見積書（第11号様式）
- キ 保有資格者届（第9号様式）
- ク 使用予定収集運搬車両届出書（第12号様式）

③ 参加申込書等記載要領

ア 様式

- i) 1部ずつ、A4版紙製フラットファイルに綴じること。フラットファイル背表紙には、題名を「リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬業務委託に関する資格審査書類」と記述し、提案者名を記載すること。
- ii) 各様式の種類が変わるところにインデックス等で仕切り、見やすくすること。

イ 留意事項

- i) 各様式に記載の説明に従い記入すること
- ii) 印刷は、全て片面とすること。
- iii) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

④ 提案価格記載要領

第11号様式に係る費用の見積りはP4「5. (4) 本業務の提案限度額」の提案上限額を超えないものとし、仕様書に記載する本業務に必要な1ヵ月あたりの委託料の合計費用（消費税額及び地方消費税額を除く）を記載すること。提出書類に記載の内容について、質疑ヒアリングを行う場合がある。

⑤ 提出先

葛城市クリーンセンター（葛城市當麻120番地）

⑥ 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

(3) 一次審査（書類審査）

[別紙5]審査実施要領に基づき、事務局（葛城市クリーンセンター）がP10(2)②の「提出書類」で参加資格審査を行い、評価の合計点の高いものから4者を企画提案書等の提出者として選定する。ただし、同評価の提出者が4者を超えて存在する場合はこの限りではない。なお、見積書は「P11④、提案価格記載要領」の記載に基づき作成し提出すること。

(4) 資格の審査及び結果の通知

参加資格の審査結果は、8月31日までに応募者（複数の企業からなる場合は代表企業）に対し、書面で発送する。

(5) 参考資料の閲覧及び現地見学

参加資格の確認において失格とならなかった応募者は、守秘義務に関する誓約書（第5号様式-1）を提出した後、参考資料の閲覧及び現地見学を行

うことができる。参考資料の閲覧及び現地見学を希望する企業は、参考資料閲覧及び現地見学申込書（第5号様式－2）により、電子メールにて申し込むこと。なお、本件施設に入場できる人数は、応募者概ね5名までとし、その他詳細は以下のとおりとする。

① 守秘義務

応募者は参考資料の閲覧及び現地見学を実施する前日までに守秘義務に関する誓約書（第5号様式－1）を、郵送もしくは持参のうえ提出することとし、応募者から守秘義務に関する誓約書の提出が無ければ参考資料の閲覧及び現地見学の実施は認めない。

② 時間及び場所

日 時：本市が応募者の希望を踏まえ調整し、本市が決定した日とする。

参考資料の閲覧及び現地見学の時間は1日の中で午前9時から正午、午後1時から午後4時とする。

なお、参考資料の閲覧と現地見学は同時実施できない。

場 所：葛城市クリーンセンター（葛城市當麻120番地）

持参品：応募者は施設見学時に必要となる安全保護具を用意し、必要な保護具がない場合は入場を認めない。

注 意：来場時に必ず管理棟の本市担当職員に来場趣旨を伝え、本市担当職員の指示に従い参考資料の閲覧及び現地見学を行う。なお、現地見学においては本市の許可なくカメラ、ビデオ等の記録媒体を使用してはならず、参考資料の閲覧にあたっては、資料のコピー及びカメラ・ビデオなどの記録媒体を使用してはならない。また、参考資料の閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。見学当日の施設利用状況により、立入りができない箇所がある場合がある。

責 任：来場時に発生した損害は、応募者の責任とする。ただし、明らかに本市の運営上の過失に伴う応募者の損害は別途協議する。また、本市の了承を得ること無く本件施設の設備機器に触れてはならない。

③ 閲覧できる参考資料

応募者が閲覧できる参考資料は以下のとおりとする。

- 施設配置図
- 機器配置図
- 竣工関連図書
 - ・ 竣工図書
 - ・ 取扱説明書

- 葛城市リサイクル施設精密機能検査報告書
- その他
 - ・維持管理に関する書類
 - ・地元との覚書（写し）

(5) 質問書の受付

本業務参加にあたり、本市が配布する募集要項等の資料等についての質問を次のとおり受け付ける。なお基本的に、Ⅰでは参加申込にかかる書類作成についての質問とする。Ⅱでは提案書類作成についての質問とする。（ただし参加申込までに、どうしても確認の必要がある提案書類作成についての質問は、特例としてⅠで受け付ける。）

① 受付期間

Ⅰ：令和8年8月10日（月）から令和8年8月20日（木）午後3時

Ⅱ：令和8年9月 1日（火）から令和8年9月18日（金）午後3時

② 質問の方法

様式集第6号様式に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

また、このとき本市は電子メールを受け付けた旨を、質問を出した事業者に電子メールで連絡することとする。これ以外の方法（電話、口頭等）による質問は受け付けない。

③ 提出先

葛城市クリーンセンター

電子メールアドレス：katsu.clean@city.katsuragi.lg.jp

（電子メール送付にあたっては、表題は「質問提出事務局宛」とすること。）

(6) 質問書の回答

前項（5）の質問書について質問者への個別回答（電子メール）とする。ただし、市で公開が必要と判断した質疑回答は、ホームページに掲載する。回答は、質問書Ⅰ：令和8年8月24日、質問書Ⅱ：令和8年9月25日までに随時行う。（ただし、質疑から回答までに時間を要する場合があるため、スケジュールに余裕をもって行うこと。）なお、電話及び口頭での対応はしない。

不当に混乱を招くことが懸念されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

(7) 提案書類の受付

参加者は、次により本業務に関する提案書類を提出すること。

① 提出期間

令和8年9月1日（火）～令和8年9月30日（水）
午前9時～午後5時（市役所の閉庁日を除く）

② 提出場所

葛城市クリーンセンター（葛城市當麻120番地）

③ 提出方法

持参とし、その他の方法を認めない。

④ 提案書類

提案書類については、次のとおりとし、書類は各正1部副11部を提出する。
また電子データをCDで1部提出すること。

ア 応募書類提出書（第7号様式 正本及び電子データのみに添付）

イ リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬業務提案書（以下「提案書」という。）（任意様式）

⑤ 提案書類作成要領

[別紙5]審査実施要領P5、P6「リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬業務委託に係る二次審査評価基準表」（以下「[別紙5]評価基準表」という。）及び、[別紙6]提案書記載ポイントを参考に次のとおり作成すること。

ア 様式

- i) 提案書類は、任意様式であるが、用紙のサイズは指定がある場合を除き日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。また、提案書の本文の文字サイズは10ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。なお、図面等でA3の大きさのものがあはる場合は、A4の大きさに折り込むこと。ページ数は全体で20ページ以下にすること。

（A3の場合は該当ページを2ページ相当分とする）

- ii) 1部ずつ、A4版紙製フラットファイルに綴じること。フラットファイル背表紙には、題名を「リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬業務委託に関する企画提案書」と記述し、正本にのみ提案者名を記載すること。副本には応募参加者番号のみ記載すること。

イ 留意事項

- i) 企画提案書の提出は、1者につき1点とする。
- ii) 日本語を用いて作成すること。
- iii) 使用する文字の大きさは、図表等を除き10ポイント以上とするが、脚注の記載に使用するフォントの大きさは、8ポイント以上とすること。

- iv) 企画提案書の内容については、仕様書の内容をふまえて記載すること。
- v) カラー刷り、写真、絵、表等の挿入は可能とする。
- vi) 内容についてはページ番号を付すること。
- vii) 印刷は、全て片面とすること。
- viii) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- ix) 記載内容については明解かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。
- x) 提案書及び提案書参考資料には、会社名やロゴマークは一切使用せず、資格審査結果の通知に記載されている応募者番号を記入すること。

ウ 構成

企画提案書は業務の実施体制等を記述するものとし、
〔別紙 6〕 提案書記載ポイントの項目に沿って作成すること。

⑥ 企画提案書等の取扱い

提出書類に記載された事項は、企画提案書とあわせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と受託予定者との協議により、項目の追加、変更又は削除、見積金額等の変更を行うことがある。

(8) 参加を辞退する場合

第 1 号様式にて参加表明書を提出し参加資格を認定された者は、参加辞退書（第 1 0 号様式）を提出することにより、本業務に関する参加を辞退することができる。

① 提出期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 2 5 日（金）午後 5 時まで
（市役所の閉庁日を除く）

② 提出場所

葛城市クリーンセンター（葛城市當麻 1 2 0 番地）

③ 提出方法

持参又は郵送のみとする。ただし、郵送による場合は、必ず「特定記録」とすること。

(9) 申し込み及び問合せ先

部署：葛城市クリーンセンター

住所：葛城市當麻120番地

電話：0745-44-5300

電子メール：katsu.clean@city.katsuragi.lg.jp

第5章 提案書類の審査

本業務の受託者の選定にあたっては、リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬業務委託に伴う公募型プロポーザル実施に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査の上、最も適切な参加事業者1者を選定する。

1 審査の方法

(1) 提案書類審査

- ア 応募者が提出する提案書類の審査は、審査委員会が行う。
- イ 提出された提案書類がすべて揃っていることを確認し、書類が不備の場合は失格とする。
- ウ プレゼンテーション審査を10月6日～10月中旬の間で実施する、日時は一次審査結果と併せて通知する。
- エ 審査委員会は、審査により項目ごとに得点を付与し（[別紙5] 評価基準表参照）各応募者の合計得点から応募者の順位を決定し審査結果とする。なお、審査委員会は、提案書類の内容から契約にあたって留意する事項があると考えるときは、審査結果にその旨を記載する。

(2) 優先交渉権者の特定

- ア 本市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を特定する。
- イ 審査結果は、令和8年10月下旬を目途に応募者（代表企業）に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- ウ 優先交渉権者が契約を締結しない場合、本市は、審査委員会が示した審査結果の順位に従い、次の優先交渉権者を決定する。

2 契約

(1) 契約の締結

- ア 最高得点者として受託候補者に特定された者（参加者が1社のみの場合を含む。）と協議を行い、内容について合意に至った場合は、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）の方法により契約の締結を行う。協議に当たっては、仕様や価格等の交渉を行い、受託候補者は改め

て見積書を提出するものとする。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

- イ 受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、二次審査において次点候補者であった者と本業務について交渉を行う。
- ウ 契約交渉に係る費用は、特定された者が負担するものとする。また、随意契約時における仕様書等の詳細な事項については改めて協議を行うものとする。
- エ 本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、協力事業者として本市が承認した場合は、その限りではないものとする。

3 公募及び審査に係る事務の担当

部署：葛城市クリーンセンター（担当：西川、巽、榎本）

住所：葛城市當麻１２０番地

電話：0745-44-5300

電子メール：katsu.clean@city.katsuragi.lg.jp